ご案内

当院では、令和５年４月よりマイナンバーカードを使用した

オンライン資格確認を行う体制を配備致しました。

患者様の保険情報等を取得・活用させていただきます。

つきましては、厚生労働省の指導のもと下記の加算を算定

致しますのでマイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちの

方は受付までご提示下さい。

マイナンバーカード（マイナ保険証）の提示の有無で診療費の

自己負担金に変更が生じます。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

	マイナンバーカード（マイナ保険証）	加算点数
初診時	利用する	２点
	利用しない	６点
再診時	利用する	―
	利用しない	２点

掲示期限
無期限
総務課

池上総合病院